

Ⅲ 発災沈静後

1 災害対策本部等から災害が沈静化したとの確認

緊急を極めた災害状況の把握，災害救助もやがては一段落します。

ベース局の人は，災害対策本部等の状況を適時把握して沈静化の確認をし，災害対策としていつまで参画すべきかの判断をしなければなりません。

アマチュア局による非常通信態勢はあくまでもボランティアであり，災害が沈静化したと災害対策本部が判断した場合には，災害復旧など後のことは本職である防災関係機関の人にバトンタッチすることになります。

2 アマチュア局による非常通信態勢を終了すると災害対策本部等との確認

非常通信も災害救助の進展など時間の経過とともに内容が変わってきます。当初は被害状況の把握や被災者の救助に関するものですが，徐々に被災者の食料や水の確保，衣料品の配布等生活支援的な内容に変わってくると思います。どこまでを非常通信として実施するかを思案する時期がやがてきます。

アマチュア局として非常通信をどのように負っていたかによって異なってくることになりますが，当初の役割が終わったと判断した時点で，災害対策本部等の人にこれで終了していいか，他に用務はないかを確認し，「終了して結構です」との回答の基に非常通信実施態勢を解くこととなります。

いったん任務を請け負ったからには，それが終了するまではその場に留まって非常通信態勢を維持しなければ，災害対策本部が新たな混乱を生ずることとなるほか，以降，アマチュア局の信頼は失墜することになるでしょう。

終了時には，必ず災害対策本部等に確認するようにしてください。

3 災害対策に参加した全アマチュア局に災害対策を終了すると連絡および二次災害の有無の確認

災害現場等に行っているアマチュア局は，災害対策の

全体の状況や災害対策本部の動向が分からなく不安な状況になっていると思われるので，非常通信実施態勢を終了することとなった場合には，ベース局から参画した各アマチュア局に確実に「これをもって終了する」との終了通知を確実にしてください。

その際には，参画した各アマチュア局が二次災害に遭っていないか否か，安全に自宅に帰ることができるか否かの確認をしてください。



4 ベース局の撤収

関係するアマチュア局に非常通信態勢を終了する旨の通知をし終えたら，はじめてベース局の無線設備等の撤収を開始してください。災害現場等にいるアマチュア局がまだ活動している間にベース局を撤収することはダメです。

5 活動状況，問題点，課題等の把握およびその記録

ベース局の撤収も終了したら，記憶が途切れない前に，非常通信体制に参画していただいた方々と相談しながら，活動状況，問題点，課題等を把握するとともに，その詳細

な記録を作ってください。

実際に活動した記録は、次に発生するかもしれない災害時に参考になりますし、今回は被害に遭わなかった他の地域の方々に大いに参考になります。

6 電波法第80条の規定による報告

非常通信を行った場合には、電波法第80条第1号規定によって管轄する地方総合通信局に報告をしなければなりません。

報告の場合には、①期間及び日時、②非常通信を行ったアマチュア無線局のコールサイン、③非常通信の概要などを適宜の用紙に記載して報告してください。

電波法第80条の報告は、本来は1局、1局が提出を要するものですが、非常通信実施態勢として多くの局が参画した訳ですので、中心的役割を果たした方が代表して提出し、参画したアマチュア局のコールサインを併記しておけば大丈夫でしょう。



7 今後改善すべきと思われる事項の検討および関係機関との今後に向けての調整

上記6において、問題点や課題が見つかったなら、落ち着いた段階で冷静にどのように措置をすれば良かったのか、改善する方法はあるのかなどをみんなで議論し検討してください。

アマチュア局側において改善すべき点が見つかった場合には、今後に向けて自らが改善方法を取ればいいのですが、改善すべき点が防災関係機関と調整すべきものであった場合には、防災関係機関が落ち着いた段階で、防災課等に連絡を取って今後に向けて調整を図ってください。そして、その検討結果等を全国のアマチュア無線家に公開していただければ、情報を共有することでよりよい支援活動ができるはずです。

